

無形文化遺産保護条約について

1. 無形文化遺産保護条約及び本条約の実施のための運用指示書

- 生活形態や価値観の変化に伴い、各国・地域の無形文化遺産が急速に失われつつある中で、その保護のための国際的な取り組みが必要とされていたことから、平成15年10月の第32回ユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして、無形文化遺産保護条約が採択された。
- 平成18年1月には、本条約発効の要件である30ヶ国が締結したため、3ヶ月後の4月に発効した。平成20年6月末現在、日本を含む97ヶ国が締約国となっている。
- 本条約の実施のための運用指示書案については、政府間委員会で未だ検討が行われていない一部を除き、平成20年6月にパリのユネスコ本部で開催された第2回締約国会議で承認された。

2. 我が国のこれまでの対応

- 我が国は、本条約が採択される以前から、昭和25年に文化財保護法（昭和25年法律第214号）を制定し、無形の文化財の保護に取り組んできた。
- 本条約の早期発効を目指し、平成16年6月に3番目の締結国となった。
- 本条約の政府間委員会の委員国となり、平成19年9月には、第2回政府間委員会を東京で開催し、本条約実施のための運用指示書案の策定に積極的に参画した。

3. 文化審議会文化財分科会での調査・審議

- 本条約及び運用指示書に基づき、我が国としては、
 - ①自国内の無形文化遺産についての目録の作成
 - ②人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（「代表一覧表」）への記載提案
 - ③緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（「危機一覧表」）への記載提案への対応が求められることになった。
- このため、文化審議会文化財分科会に「無形文化遺産保護条約に関する特別委員会」（委員長：宮本袈裟雄 武蔵大学教授）を設置し、上記の3つの項目に基づき調査・審議を行った。

4. 人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言

- 無形文化遺産保護条約の成立に先立ち、ユネスコは、人類の口承及び無形遺産の傑作を讃えるとともに、その継承と発展を目的として、平成13年度より、加盟国から提出される候補でユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作と宣言してきた。
- 我が国からは第1回目で「能楽」が、第2回目で「人形浄瑠璃文楽」が、第3回で「歌舞伎（伝統的な演技演出様式によって上映される歌舞伎）」が傑作として宣言されている。
- 無形文化遺産保護条約の発効後は、それ以前に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された無形文化遺産は、「代表一覧表」に統合されることとなっている。